

ヒロセ通商株式会社に対する行政処分について

1. ヒロセ通商株式会社に対する検査の結果、以下の法令違反行為が認められたことから、証券取引等監視委員会より行政処分を求める勧告が行われました（平成20年6月20日付）。

当社監査係取締役は、平成17年6月頃、その業務に関し、平成17年6月までの外国為替証拠金取引（以下「FX取引」という。）に係る勧誘活動において、当社がFX取引に興味があるとした見込先については、改正金融先物取引法が施行される同年7月1日以降も継続して受託契約等の締結の勧誘を行うことを顧客係課長らに指示し、これを受けた同課長らは、平成17年7月以降、当社が雇用したパート職員及び派遣社員に当該指示を伝え、同課長及び当該パート職員等は、多数の見込先に対し、電話をかけて受託契約等の締結の勧誘を行っていた。

このような状況の中、同課長及びパート職員1名は、平成17年7月から同18年12月までの間、少なくとも見込先延べ346名に対し電話をかけて受託契約等の締結の勧誘を行い、このうち、同18年3月から同年11月までの間、少なくとも41名の顧客が受託契約等を締結しない旨の意思又は当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を表示したにもかかわらず、同年3月から同年12月までの間、これらの顧客に対し、電話をかけて受託契約等の締結の勧誘を継続した。

当社並びにその役員及び使用人が行った上記の行為は、平成18年法律第66号による廃止前の金融先物取引法第76条第5号（平成18年5月29日以前の行為については、平成16年法律第159号附則第2条第2項の規定により適用する金融先物取引法第76条第5号）に規定する「受託契約等の締結の勧誘を受けた顧客が当該受託契約等を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思表示を含む。）を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続すること。」に該当すると認められる。

2. 以上のことから、本日、ヒロセ通商株式会社に対し、金融商品取引法第51条の規定に基づき、以下の行政処分を行いました。

【業務改善命令】

今般の法令違反行為の責任の所在を明確化すること。

法令違反の根絶に向けた再発防止策（十分な社内研修の実施等含む）を策定し、役職員への周知徹底を図ること。

内部管理態勢（社内検査態勢含む）を充実・強化させること。

法令遵守に関する経営管理態勢の改善を図ること。

上記の から について、その対応状況を平成20年7月28日（月）までに近畿財務局へ書面で報告することとし、 から については、その実施状況を、当分の間3か月ごとに近畿財務局へ書面で報告すること。